

## 防除方針

本種の発生が確認された県は、1の範囲の生産者に対し、国と連携して2から6に定める防除等の指導を行う。また、発生情報（場所・被害植物・被害状況）及び防除に関する知見について、営農に関する広報誌等を用いて定期的に情報提供を行うとともに、本種に効果のある農薬の登録に向けた試験を実施し、被害軽減に努める。

### 1 防除範囲

発生ほ場を含む字の全てのネギ及びニンジンのほ場。さらに、発生ほ場を含む農協管内にあるネギ及びニンジンのほ場においても同様の防除を実施することが望ましい。

### 2 総合的防除体系による防除

定植期から収穫前にかけての農薬施用、収穫期の植物残渣の処分等を組み合わせ、国の委託事業により開発された総合的防除体系に基づく防除を実施する。

#### (1) 農薬施用

ネギについて、定植期に土壌混和剤（テフルトリン粒剤）による防除を実施した後、生育期から収穫前にかけて、防除効果を確認しつつ、散布剤及び灌注剤による防除を実施する。

ニンジンについては、播種時及びトンネル除去時に登録農薬を施用する。

#### (2) 植物残渣の処分

幼虫による被害、生育不良等の確認により抜き取ったネギ及びニンジンの残渣については、ほ場内外に放置すると本種の増殖源となる可能性があることから、ビニール袋で密閉した上で適切に処分するかほ場内にすき込む。ほ場内にすき込んだ場合は、石灰窒素による腐熟促進等の処理を徹底する。は種、定植、土寄せ（追肥）等の栽培管理の中で、幼虫の付着が確認されたものについても同様の処理を行う。

また、ネギ及びニンジン以外のほ場についても、植物残渣を適切に処理するなどほ場衛生の確保に努める。

### 3 出荷調製段階の確認の徹底

出荷物に本種が付着したまま流通することのないよう、出荷調製段階で本種の付着や食害痕などをよく確認する。

その際、本種の発生が確認されたほ場からの収穫物、農機具、出荷コンテナ等に付着する土壌等に特に注意する。

また、出荷調製段階で発生した残渣については、放置せず適切に処分する。

以上の取組が適切に実施されているか県が国と連携して巡回指導を実施する。

### 4 水はけの改善

これまでの調査により、水はけの悪い場所で本種の発生が多い傾向があるため、明渠の設置など水はけの改善に努める。

### 5 土壌消毒の実施

本種の発生が確認されたほ場では、可能な限り土壌消毒を実施する。

### 6 発生ほ場での栽培作物

本種の発生が確認されたほ場では、一世代相当期間、作物の栽培を自粛する。

※ニラについては、本種に効果のある農薬のニラへの適用拡大に向けた試験を実施しているところであるが、当面の間上記2の(2)及び3～6防除等の指導を行い、被害軽減に努めるものとする。